

## 原子力災害対策指針に盛り込む事項のポイント

平成24年10月19日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について中間とりまとめ」の内容、政府・国会・民間の各事故調査委員会による報告書の指摘等を考慮して、特に次の事項を盛り込む予定。

**●原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定について**

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、予め原子力防災に特有な対策を講じておく区域の設定に当たり P A Z、U P Z の考え方を導入。

**●オフサイトセンターの整備について**

オフサイトセンターが機能不全に陥らないようにする観点から、適切な立地、情報通信機器の整備、代替施設の確保、放射線防護等の必要性を記載。

**●原子力施設で想定される放出形態について**

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、水素爆発等により格納容器や原子炉建屋の機能が失われた場合等を記載。

**●原子力災害対策業務関係者等の教育及び訓練について**

安全文化の維持・向上の必要性や、複合災害や過酷事故に対応できるような訓練の在り方（シナリオ、対象者、スケール等）を記載

**●緊急事態応急対策の実施のための基準について**

防護対策を状況に応じて的確に実施する観点から、E A L、O I L の必要性を記載。

**●緊急時環境放射線モニタリングについて**

原子力規制委員会が、緊急時の環境放射線モニタリングの司令塔機能を担い、結果等の管理体制を整備すること、大規模な自然災害発生時等においても機能が維持できる対策を講じること等の必要性を記載。

**●避難について**

精神面の負担や入院患者等の要援護者への配慮などを踏まえて避難計画を策定することの重要性を記載。

## ●防護対策の解除について

各種防護対策の解除は、当該対策が設定される際の基準を下回ることを基本的な条件としつつ、地元の自治体・住民等との調整が重要であることを記載。

以上